

西葛西中学校PTA個人情報取扱いに関する基本方針（平成 30 年 3 月 10 日制定）

西葛西中学校PTA（以下「本会」という）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

江戸川区立西葛西中学校PTA個人情報取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、江戸川区立西葛西中学校PTA（以下「本会」という）が取得し、保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条

- 1 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう）で作られる記録をいう）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号を除く）をいう。以下同じ）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げる物（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く）をいう。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(指針)

第3条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に基づき運用管理を行い、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第4条 本会において取得し、保有する個人情報の取扱方法は、総会資料、通知等の方法により会員に周知するものとする。

(利用目的)

第5条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費の請求等の連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会の役員、委員及び会員の名簿等の作成
- (4) その他本会の事業に関して本人の同意を得たもの

(利用目的による制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、個人情報保護法第16条第3項各号に該当する場合については、適用しない。

(適正な取得)

第7条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本会は、個人情報保護法第17条第2項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(管理)

第8条 個人情報は、本会の役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第9条 個人情報データベース等は、次の各号に掲げる媒体の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管することとする。

(1) 紙媒体施錠保管

(2) 電子データファイルにパスワードを設定する等の適切な方法による保管

(第三者提供の制限)

第 10 条 本会は、個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 本会は、個人データを第三者（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合及び東京都又は江戸川区に提供する場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 提供した年月日

(3) 提供した個人データの本人の氏名

(4) 提供した個人データの項目

(5) 個人データの提供について本人の同意を得ている旨（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除く）

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 本会は、第三者（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合及び東京都又は江戸川区から提供を受ける場合を除く）から個人データの提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 第三者が個人データを取得した経緯

(3) 提供を受ける個人データの本人の氏名

(4) 提供を受ける個人データの項目

(5) 個人データの提供について本人の同意を得ている旨（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除く）

(秘密保持義務)

第 13 条 本会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 本会の会員は、個人情報データベース等を漏えい又は紛失したおそれがあることを把握した場合には、直ちに本会の役員に報告する。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第 17 条 この規程は、法令の改正又は実務上の不備が生じた場合には、本会の役員会で協議、検討等を行い、改定することができる。

2 前項の改定を行った場合は、第 4 条に規定する方法により会員に周知するものとする。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。